

仕様書

1 業務名

SAGA2024カヌー（スラローム・ワイルドウォーター）競技会スラロームゲート設営・撤去業務委託

2 業務の目的

SAGA2024カヌー（スラローム・ワイルドウォーター）競技会（以下「本大会」という。）の開催に必要なスラロームゲートの物品等（以下「ゲート等」という。）運搬、設営、保守、管理及び撤去・処分を行い、円滑な大会運営が行われることを目的とする。

3 通則

(1) 受託者（以下「乙」という。）は、本業務を実施するにあたり、SAGA2024実行委員会（以下「甲」という。）と協議を行い、甲の承認を受けて作業を進めるものとする。

また、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、甲と協議のうえ、その指示に従うものとする。

(2) 乙は、本業務の趣旨を理解し、効率的に業務を進めるものとする。

4 競技会場

湧水町轟の瀬特設カヌー競技場（鹿児島県始良郡湧水町恒次）

5 委託期間

本業務の委託期間は、契約日から令和6年（2024年）10月15日（火）までとする。

6 委託内容

- (1) ゲート等の設営及び保守・管理業務（配置換え等含む。）
- (2) 大会終了後のゲート等の撤去・処分業務及び原状回復業務
- (3) 上記業務に必要な申請及び調整業務
- (4) その他本業務の実施に必要な業務

7 設営・撤去期間

大会期間

令和6年9月11日(水)～16日(月・祝)

公式練習日：令和6年9月11日(水)～12日(木)

競技日：令和6年9月13日(金)～16日(月・祝)

大会終了後、速やかにゲート等を撤去し、令和6年9月30日(月)までに原状回復すること。

8 法令・条例等の遵守

本業務の履行にあたり、法令・条例等を遵守すること。なお、法令・条例等に基づき必要な許認可や有資格者の配置等については、適切に対応すること。

9 官公庁その他関係機関への手続き

乙は、本業務の実施に際し、官公庁その他関係機関に対する必要な届出・申請等の手続きは、あらかじめ甲へ関係書類等を提示し、承認を得た後、乙がその業務を代行すること。なお、関係書類の作成及び届出、申請に伴う費用は、乙の負担とする。

10 ゲート等の仕様

- (1) ゲート等の仕様及び数量は、大きさ及び性能・機能等において、本実行委員会で準備したものを使用すること。
- (2) ゲート等の当該製品をやむを得ず準備品以外の物(以下、「仮設物等」という。)を使用する場合は、事前に甲と協議を行うこと。
- (3) 乙が用意する仮設物等はすべて会社名等を明記し、施設備品と簡単に区別できるようにすること。
- (4) 乙が用意する仮設物等は、明らかな錆、傷、汚損、悪臭等の無いものとし、指定された製品を除き統一性を持たせること。なお、甲から交換の指摘があった仮設物等については、速やかに交換すること。
- (5) 雨天、河川増水、強風対策等に十分配慮すること

11 設営・撤去

- (1) 乙は、設営について、設計図書等を参考にして設営にあたること。

また、乙は、設営・撤去及び管理について、(公社)日本カヌー連盟、佐賀県カヌー協会及び鹿児島県カヌー協会の指導及び助言に従うこと。

なお、既存の状態で設置不可能な場合は、甲と協議の上、設営可能な状態にして業務を行うこと。

- (2) 設営及び撤去日程については、甲と十分協議の上、その指示に従うこと。
- (3) 乙は、甲が準備したゲート等を使用するものについては、それらの運搬、設置、撤去、返却等を行なうこと。ゲート用備品の故障等、競技運営に関わる問題が生じた場合は甲と協力し、対応すること。
- (4) 乙は、設置にあたりゲート等は堅牢な固定方法により設置するとともに、安全対策を確実に実施すること。また、すべてのゲート等について、火災、盗難、破損等の防止に努めること。なお、既存の構造物等に固定・接続する場合は、破損のないように養生すること。
- (5) 乙は、同会場で並行して作業を行う他の業者がある場合、工程調整を事前に十分行い、それぞれの作業が期限内に円滑に履行できるようにすること。
- (6) 乙は、設営及び撤去により発生した廃棄物等の処理については、関係法令に基づき責任を持って行うこと。
- (7) 乙は、設営及び撤去業務完了後、速やかに甲に報告し、甲の確認及び指示を受けること。
- (8) 乙は、当該会場施設管理者から異議又は意見があったときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。
- (9) 乙は、ゲート等の設置開始から撤去完了までの間、競技会場を適宜巡回し、異常の有無を確認すること。異常を確認した場合は適切な対応をとるとともに、軽微なものを除き速やかに甲へ報告すること。

12 保守・管理

- (1) 乙は、ゲート等について常に使用可能な状態に保守・管理し、必要に応じて修理、交換、補充を競技運営に支障が生じないように行うこと。その場合にかかる費用については、甲の責めに帰すべき理由によるものを除き、乙の負担で行うこと。
- (2) 乙は設置完了日以前に、荒天及び河川増水等により、継続して設営が困難であると甲が判断した場合は、速やかに撤去を行い、天候の回復を待って甲の指示により再度設営すること。
- (3) 保守・管理に従事する者は、甲が指示するADカードを着用すること。

13 安全管理

乙は、安全管理に関し、次に掲げる事項について万全を期すること。

- (1) 履行場所の管理
 - 労働者の安全、衛生管理、整理整頓、公害防止及び周辺への配慮を行うこと。
- (2) 交通法規の遵守
 - 会場内に駐車出来ないときは、乙の責任において適切な駐車場を確保すること。
 - 運搬車両の最大積載量を厳守し、通行車両・通行人対策等を講じること。

(3) 保護対策

本業務の実施に際し、既存施設等に対する保護対策を十分に施し、破壊や汚損を防ぐこと。

大型車両等による資材の搬入や作業を行う場合は、現地をよく確認し、路面陥没等のないように、十分に養生をすること。なお、搬入経路等については、事前に甲と協議すること。

(4) 緊急対策

ゲート等の倒飛壊や破損など、緊急事態に即時対応可能な保守・管理体制を作るとともに緊急時には甲の指示により直ちに対応すること。

(5) 臨機の措置

不測の事故が発生した場合等、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の責任において、乙の判断により臨機の措置をとるとともに、速やかに甲に報告すること。

また、その措置の内容について甲から指示があった場合は、速やかにその指示に応じること。

(6) 損害・事故責任

本業務の履行に際し、乙の瑕疵により既設物、ゲート等への破損、紛失、第三者への事故等が発生した場合は、すべて乙の責任とし、甲はいかなる責任も負わないものとする。

また、設営されたゲート等の火災、盗難、破損、いたずら等による事故については、甲の責めに帰すべき理由の場合のほか、甲は責任を負わないものとする。

(7) 保険

乙は、本業務に必要な保険に加入すること。

14 見積金額

見積金額は、本業務に係るすべての費用を含み次のとおりとする。

- (1) 事前準備、搬入～設置調整～維持管理～撤去～原状回復における、運搬費、設置撤去費、燃料費、消耗品等を含むすべての必要経費を計上すること。

15 再委託の禁止

乙は、委託業務の処理を一括して他の者に委託してはならない。

ただし、本業務の一部を再委託する場合は、甲と協議の上、甲が認めた場合には、この限りではない。

16 秘密の保持

乙は、本業務により知り得た個人情報及び甲にかかる情報を、他に漏洩しないよう十分な管理を徹底すること。

17 業務完了報告

乙は、全業務完了後、速やかに業務完了届を作成し、業務実績について甲へ報告すること。その際、設営前・設営完了及び撤去後の写真を製本版と電子データで添付すること。

18 成果品の権利

本業務の成果品である関係図書、図面等にかかる権利はすべて甲に帰属する。

19 その他

- (1) 設営については、必要に応じて競技団体とも連絡調整を行うこと。
また、他業務の業者間とも連絡調整を行うこと。
- (2) カヌー競技団体とのゲート設置位置、設置方法等の現場打ち合わせに出席すること。日付は別途指示する。

20 提出書類及び提出期限

次に記載する書類を、次に定める期限内に提出すること。

区分	部数	期限
ア 契約金額内訳明細書 イ 着手届、工程表、業者主任者選任通知書 ウ 組織図及び緊急電話連絡体制図 エ 緊急撤去に係る対策及び体制計画 オ 保険加入の写し カ その他甲が指示するもの	各 1 部	契約後 7 日以内
ア 業務完了届 イ 現場写真（設営前・設営状況・設営後・撤去状況・撤去後） ウ イについての電子データ エ 官公庁への申請及び添付書類の写し オ その他甲が指示するもの	各 1 部	委託業務終了後遅滞なく

21 連絡先

〒899-6201

鹿児島県始良郡湧水町木場276番地1 SAGA2024 カヌー競技会オフィス

TEL: 0995-74-1520 MAIL: saga2024canoe@pref.saga.lg.jp